

別紙1の6 特別支援学校教諭二種免許状の取得方法及び法改正以前に修得した科目の読み替え表

教育職員免許法改正により創設された特別支援学校教諭二種免許状の取得方法（単位修得方法）は、下表A欄のとおりとなります。その場合、法改正以前に修得したB欄に掲げる科目（本県の認定講習において、平成18年度以前に修得した科目）の単位は、下表のA欄に掲げる科目（免許法施行規則に規定する科目）の単位に読み替えることになります。

※小・中・高等学校又は幼稚園の免許状を取得後、特別支援学校あるいは小・中・高等学校又は幼稚園の教員としての経験が3年以上で修得することを想定

A 免許法施行規則に規定する科目			B 本県の認定講習開講科目																					
			旧 区 分	18年度	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度	12年度	11年度	10年度	9年度	8年度	7年度	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度	1年度			
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目	旧第一欄	障害児教育学概論	障害児教育学概論	障害児教育学概論	障害児教育と障害者処遇の歴史	障害児教育学	障害児教育学	障害児教育学	障害児教育学	障害児教育学	障害児教育学	障害児教育学	障害児教育学	障害児教育学	障害児教育学	障害児教育学	障害児教育学	障害児教育学	障害児教育学			
			視覚障害	心理等に関する科目		視覚障害児の発達と学習																		
				教育課程等に関する科目	視覚障害児の指導法と言学校における教育課程																			
			聴覚障害	心理等に関する科目				聴覚障害児心理学																
				教育課程等に関する科目			聴覚障害児指導法																	
			知的障害	心理等に関する科目	★障害児生理学	★障害児病理学	★障害児生理保健学	★障害児心理学	★障害児病理学		★障害児心理学	★障害児生理学	★障害児心理・生理学		★障害児病理学	★障害児病理学				★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★障害児心理学	★障害児の病理学
				教育課程等に関する科目	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	(心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目) ☆障害児心理	☆心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	☆心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	☆心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
			肢体不自由	心理等に関する科目	★障害児生理学	★障害児病理学	★障害児生理保健学	★障害児心理学	★障害児病理学		★障害児心理学	★障害児生理学	★障害児心理・生理学		★障害児病理学	★障害児病理学				★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★障害児心理学	★障害児の病理学
				教育課程等に関する科目	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	(心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目) ☆障害児心理	☆心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	☆心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	☆心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
			病弱	心理等に関する科目	★障害児生理学	★障害児病理学	★障害児生理保健学	★障害児心理学	★障害児病理学		★障害児心理学	★障害児生理学	★障害児心理・生理学		★障害児病理学	★障害児病理学				★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	★障害児心理学	★障害児の病理学
				教育課程等に関する科目	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	☆障害児指導学	(心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目) ☆障害児心理	☆心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	☆心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	☆心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
			第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複・LD等領域及び5領域のうち免許状に定められる領域以外の領域（「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」について修得）																			

備考
 1 各年度において、同じ講座名がついた科目（★又は☆で表記）は同一の科目である。当該科目については、知的、肢体不自由又は病弱のいずれか1つの領域の単位（1単位）として取り扱うことになる（3領域のうち、どの領域の単位として取り扱うかは任意）。
 2 表中、「心理等に関する科目」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の略称であり、「教育課程等に関する科目」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の略称である。